

広島県訓令第十三号

本 庁
地 方 機 関

広島県直営工事執行規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県直営工事執行規程等の一部を改正する訓令

(広島県直営工事執行規程の一部改正)

第一条 広島県直営工事執行規程(昭和二十九年広島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「都市局」を削り、「広島西飛行場事務所」を「広島ヘリポート管理事務所」に改める。

第二条中「広島西飛行場事務所」を「広島ヘリポート管理事務所」に改める。

(広島県公印規程の一部改正)

第二条 広島県公印規程(昭和三十八年広島県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表三十の項中「広島西飛行場事務所」を「広島ヘリポート管理事務所」に改め、同表四十八の項中「広島西飛行場事務所」を「広島ヘリポート管理事務所」に改め、同表百二十三の項中「広島西飛行場事務所」を「広島ヘリポート管理事務所」に改め、同表百九十九の項を百八十九の項とし、百九十一の項から二百十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

(広島県決裁規程の一部改正)

第三条 広島県決裁規程(昭和三十八年広島県訓令第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三土木局の部空港振興課の項第一号中(一)を削り、同号(二)を同号(一)とし、同号(三)中「広島西飛行場」を「広島ヘリポート」に改め、同号(三)を同号(二)とし、同項第二号中「広島県広島西飛行場条例(平成五年広島県条例第二十九号)」を「広島県広島ヘリポート条例(平成二十三年広島県条例第二十八号)」に改め、同項第三号中「広島県広島西飛行場条例施行規則(平成五年広島県規則第七十八号)」を「広島県広島ヘリポート条例施行規則(平成二十四年広島県規則第七十四号)」に改め、同号(一)中「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に、同号(二)中「第十六条」を「第十五条」に、同号(三)中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、同号(四)中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改める。別表第六中「広島西飛行場長」を「広島ヘリポート管理事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年十一月十五日から施行する。